

監査公表第 16 号（令和 6 年 5 月 24 日、県公報第 498 号登載）
令和 5 年 5 月 12 日から令和 5 年 12 月 22 日実施
随時監査の結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した
随時監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、知事から措置
を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表す
る。

令和 6 年 5 月 24 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 大 島 道 人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 6 年 3 月 2 6 日 5 監総第 9 3 6 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域 振興部 国際局 国際政策課	<p>緊急用前渡資金について、以下の事務が適正でなかった。</p> <p>① やむを得ず口頭で課長の事前承認を受ける場合の事務について、緊急用前渡資金交付票に「事前承認済」の記載漏れや、交付年月日の記載誤りがあった。</p> <p>② 緊急用前渡資金を交付するときは、前渡資金差引簿の受領欄へ交付した職員に押印又は署名させるべきところ、これが漏れていた。</p> <p>③ 緊急用前渡資金の精算について、添付している領収書等に宛名がないものがあった。</p> <p>④ 緊急用前渡資金の精算について、精算日より後の日付の領収書が添付されていた。</p> <p>⑤ 緊急用前渡資金の精算について、緊急用前渡資金交付票下段の精算票に記載した精算日と前渡資金差引簿が一致していなかった。</p> <p>⑥ 前渡資金差引簿を月ごとに締め切り、支出命令者から精算残額の繰越承認を受けるべきところ、これを行っておらず、適正な管理がなされていなかった。</p> <p>⑦ 本庁においては、各月に資金の交付があった場合は会計課への精算回付を行うべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>所属長から所属資金前渡職員（出納員）に対し、緊急用前渡資金の取り扱いに当たっては、緊急用前渡資金取扱要領を遵守して、適正な事務処理を徹底するよう指示し、再発防止を図ることとした。</p> <p>また、繰越承認の事務及び精算回付の事務を所属における定例業務として取り組むため、行事予定表に記載するよう指示した。</p> <p>担当者及び上司は、今回の誤り及びその再発防止策を追記した内部統制に係るリスク対応シートに基づき事務処理を行うこととした。</p> <p>部としても、部内全所属の課長補佐又は係長を対象とした会計事務適正化に関する会議を開催し、今回の事例を含めた指摘事項等一覧表を説明の上、各所属でも同様の誤りが発生しないよう周知徹底を図った。</p>